四半期決算の会計処理に関する留意事項

か だ ゆめと 公認会計士 和田 夢斗

本稿では、2023年3月期の第1四半期決算(2022年4 IとIIがある。また、新たに適用される会計基準等では 主な留意事項について解説を行う。

2023年3月期に適用される新会計基準等には、下記 点として、下記Ⅲがある。

月1日から2022年6月30日まで)の会計処理に関する ないものの、新年度開始にあわせて企業内の組織変更や 合併などの組織再編等が行われる場合に留意が必要な論

【目次】

【2023年3月期に適用される会計基準等】

- | 実務対応報告第42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」
- Ⅱ 企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年改正)

【期首に組織変更等が行われる場合に留意が必要な論点】

- Ⅲ セグメントの区分方法の変更(企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」等)
- (注) 2022年3月15日に企業会計基準委員会(以下「ASBI」という。)より、実務対応報告公開草案第63号「電子記録移転有 価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い(案)」が公表されており、当該実務対応報告を 公表日以後終了する事業年度及び四半期会計期間から早期適用することを認めることが提案されている。

なお、次号の本誌(2022年8月号(Vol.552)) にお いて四半期報告書の開示について解説を行う予定であ る。

実務対応報告第42号「グループ 通算制度を適用する場合の会計 処理及び開示に関する取扱い」等

ASBIは、2021年8月12日に実務対応報告第42号「グ ループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関 する取扱い」(以下「実務対応報告第42号」という。) を公表した。

1 公表の経緯・目的

2020年3月に成立した「所得税法等の一部を改正す る法律」(令和2年法律第8号)(以下「改正法人税法」 という。)により、連結納税制度が見直されグループ通 算制度に移行する。

このため、グループ通算制度を適用する場合における 法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び 開示の取扱いを明らかにすることを目的として実務対応 報告第42号が公表された。

2 範囲

実務対応報告第42号は、グループ通算制度を適用す る企業の連結財務諸表及び個別財務諸表並びに連結納税 制度から単体納税制度に移行する企業の連結財務諸表及 び個別財務諸表に適用する。なお、実務対応報告第42 号は、通算税効果額の授受を行うことを前提としてお り、通算税効果額の授受を行わない場合の会計処理及び 開示については取り扱っていない(実務対応報告第42 号3項)。

(結論の背景)

通算会社が申告納付を行う税額は、通算前所得に 対して通算グループ内の他の通算会社との損益通算 や欠損金の通算を行った後の課税所得を基に算定さ れたものであり、当該通算等による税額の減少額を 通算税効果額として、通算会社間で金銭等の授受が 行われることが想定されている(実務対応報告第 42号37項)。

ただし、通算税効果額の授受は任意であり、実務 上、通算税効果額の授受を行わない場合が生じるか 否かが定かではないが、連結納税制度においては個 別帰属額の授受を行っている場合が多いと考えら れ、グループ通算制度においても一般的には通算税 効果額の授受を行うことが想定される。また、通算 税効果額の授受を行わない場合の取扱いの検討には 一定の困難性があるものと考えられる。

よって、実務対応報告42号においては通算税効 果額の授受を行うことを前提として会計処理及び開 示を定めており、通算税効果額の授受を行わない場 合の会計処理及び開示については、連結納税制度に おける取扱いを踏襲するか否かも含め取り扱ってい ない。そのため、通算税効果額の授受を行わない場 合の具体的な定めは存在せず、企業会計基準第24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正 に関する会計基準」第4-3項に定める「関連する会 計基準等の定めが明らかでない場合」に該当するこ とになると考えられる(実務対応報告第42号38 項)。

3 定義

実務対応報告第42号は企業会計基準第27号「法人税、 住民税及び事業税等に関る会計基準」(以下「法人税等 会計基準」という。)、企業会計基準適用指針第28号「税 効果会計に係る会計基準の適用指針」(以下「税効果適 用指針」という。)、企業会計基準適用指針第26号「繰 延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(以下「回 収可能性適用指針」という。)と同様の用語を用いてい る (実務対応報告第42号4項)。そのうえで、グループ 通算制度に特有の用語について定義を定めている。

(用語の定義)

- ▶「通算会社」とは、グループ通算制度を適用する 企業をいう(実務対応報告第42号5項(1))。
- ▶「特定繰越欠損金」とは、法人税法第64条の7第 2項に規定する特定欠損金額をいい、グループ通 算制度を適用する前に生じた税務上の繰越欠損金 であって一定の要件を満たす場合にグループ通算 制度適用後にも控除可能な税務上の繰越欠損金等 をいう (実務対応報告第42号5項(7))。
- ▶「損益通算」とは、法人税法第64条の5に規定す る損益通算をいい、通算グループ内で通算前欠損 金が生じている通算会社(以下「欠損会社」とい う。)の通算前欠損金の合計額を、通算前所得が 生じている通算会社(以下「所得会社」という。) の通算前所得の合計額を限度として、所得会社の 通算前所得の金額の比で配分し、所得会社におい て損金に算入するとともに、損金に算入された金 額の合計額を欠損会社の通算前欠損金の金額の比 で配分した額を、欠損会社において益金に算入す ることをいう (実務対応報告第42号5項(8))。
- ▶「欠損金の通算」とは、法人税法第64条の7に規 定する欠損金の通算をいい、通算グループ全体の 特定繰越欠損金以外の繰越欠損金の合計額を通算 会社の損金算入限度額の比で配分した金額を、通

- 算会社において損金に算入することなどをいう (実務対応報告第42号5項(9))。
- ▶「通算税効果額」とは、法人税法第26条第4項に 規定する通算税効果額をいい、損益通算、欠損金 の通算及びその他のグループ通算制度に関する法 人税法上の規定を適用することにより減少する法 人税及び地方法人税の額に相当する金額として、 通算会社と他の通算会社との間で授受が行われた 場合に益金の額又は損金の額に算入されない金額 をいう (実務対応報告第42号5項(10))。
- ▶「投資簿価修正」とは、法人税法施行令第119条 の3第5項等に従って、通算会社が保有する他の 通算会社の株式等の帳簿価額について、当該他の 通算会社が通算会社でなくなる時点において、当 該他の通算会社の税務上の簿価純資産価額(税務 上の資産の帳簿価額の合計額から税務上の負債 (新株予約権に係る義務を含む。) の帳簿価額の合 計額を減算した金額) との差額を加算又は減算す ることをいう (実務対応報告第42号5項(12))。

4 既存の会計基準等との関係

実務対応報告第42号の開発にあたっては、基本的な 方針として、連結納税制度とグループ通算制度の相違点 に起因する会計処理及び開示を除き、連結納税制度にお ける実務対応報告第5号「連結納税制度を適用する場合 の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(以下 「実務対応報告第5号」という)及び実務対応報告第7号 「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当 面の取扱い(その2)」(以下「実務対応報告第7号」と いう。また実務対応報告第5号と合わせて「実務対応報 告第5号等」という)等の会計処理及び開示に関する取 扱いが踏襲されている(実務対応報告第42号40項)。

また、実務対応報告第42号に定めのあるものを除き、 法人税等会計基準又は「税効果会計に係る会計基準」 (以下「税効果会計基準」という。) 及び同注解、企業会 計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改 正」(以下「企業会計基準第28号」という。)、税効果適 用指針並びに回収可能性適用指針(以下、税効果会計基 準及び同注解、企業会計基準第28号、税効果適用指針 並びに回収可能性適用指針を合わせて「税効果会計基準 <u>等」という。)の定めに従う</u>こととされており、グルー プ通算制度に特有の会計処理及び開示のみが示されてい る (実務対応報告第42号41項)。

(結論の背景)

グループ通算制度は、連結納税制度を見直したも のであるが、連結納税制度が企業グループ全体を1 つの納税単位とする制度であるのに対して、グルー プ通算制度は法人格を有する各法人を納税単位とし て、課税所得金額及び法人税額の計算並びに申告は 各法人がそれぞれ行うこと(個別申告方式)が基本 とされている。また、同時に企業グループの一体性 に着目し、課税所得金額及び法人税額の計算上、企 業グループをあたかも1つの法人であるかのように 捉え、損益通算等の調整を行う仕組みとされている (実務対応報告第42号39項)。

このように、連結納税制度とグループ通算制度と では、全体を合算した所得を基に納税申告を親法人 が行うか、各法人の所得を基にそれらを通算した上 で納税申告を各法人が行うかなどの申告手続は異な るが、企業グループの一体性に着目し、完全支配関 係にある企業グループ内における損益通算を可能と する基本的な枠組みは同じであることから、グルー プ通算制度を適用する場合の実務対応報告第42号 の開発にあたっては、基本的な方針として、連結納 税制度とグループ通算制度の相違点に起因する会計 処理及び開示を除き、連結納税制度における実務対 応報告第5号等の会計処理及び開示に関する取扱い を踏襲することとしたとされている(実務対応報告 第42号40項)。

5 会計処理

(1) 法人税及び地方法人税に関する会計処理

実務対応報告第42号に定めのあるものを除き、法人 税及び地方法人税に関する会計処理は、法人税等会計基 準の定めに従う(実務対応報告第42号6項)。

また、個別財務諸表における損益計算書において、通 算税効果額は当事業年度の所得に対する法人税及び地方 法人税に準ずるものとして取り扱う(実務対応報告第 42号7項)。

(結論の背景)

連結納税制度では、連結納税会社の個別帰属額が 計算され各社に配分されており、実務対応報告第5 号等では、個別帰属額を「法人税、住民税及び事業 税」と同様に取り扱うこととしていた(実務対応報 告第42号43項)。

グループ通算制度における通算税効果額は、グル ープ通算制度を適用したことによる税額の減少額で あり、令和2年度税制改正の財務省による解説にお いて「個別帰属額と同様に法人税に相当する金額で あることから、益金不算入・損金不算入とされてい る」とされている。

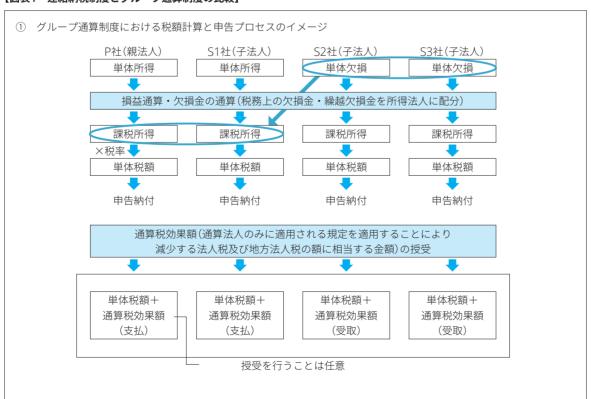
そのため、通算税効果額についても、連結納税制 度における個別帰属額の取扱いを踏襲し、個別財務 諸表における損益計算書において、当事業年度の所 得に対する法人税及び地方法人税に準ずるものとし て取り扱うこととしたとされている(実務対応報告 **笙42号44**項)。

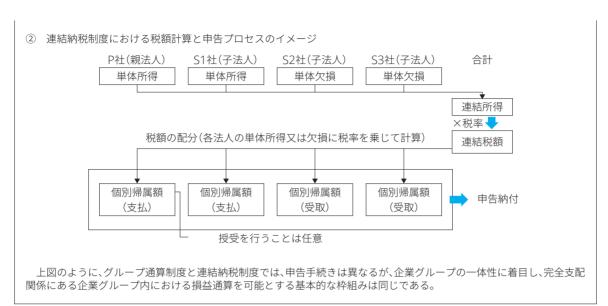
(2) 税効果会計に関する会計処理

①基本的な取り扱い

実務対応報告第42号に定めのあるものを除き、税効

【図表1 連結納税制度とグループ通算制度の比較】





(出典: 上図は、2021年8月の実務対応報告第42号公表時における「公表にあたって」の「(別紙 1) グループ通算制度を適用する場合の 税額計算の概要」から一部加工。)

果会計基準等の定めに従う (実務対応報告第42号8項)。

グループ通算制度の対象とされていない住民税及び事 業税については、それぞれ法人税及び地方法人税とは区 別して、税効果会計基準等を適用する(実務対応報告第 42号8項)。

また、住民税の税額計算は、グループ通算制度によっ て算定された法人税額からグループ通算制度による影響 を控除して算定するため、これを考慮して繰延税金資産 の回収可能性の判断を行う (実務対応報告第42号8項)。

② 繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率

実務対応報告第42号に定めのあるものを除き、繰延 税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率は税効果 適用指針45項から49項の定めに従い、利益に関連する 金額を課税標準とする税金の種類(以下「税金の種類」 という。)ごとに適用する税率を算定する(実務対応報 告第42号9項)。

また、繰延税金資産の回収可能性が法人税及び地方法 人税と事業税とで異なる場合又は繰延税金資産の回収可 能性が住民税と事業税とで異なる場合で、かつ、回収可 能性が異なることによる重要な影響がある場合には、そ の影響を考慮した税率で繰延税金資産の計算を行う(実 務対応報告第42号9項)。

③ 法人税及び地方法人税に係る繰延税金資産の回収可 能性の判断

(a) 個別財務諸表における繰延税金資産の回収可能性 (基本的な考え方)

実務対応報告第42号に定めのあるものを除き、個別 財務諸表における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠 損金に係る繰延税金資産の回収可能性の判断について は、回収可能性適用指針6項から34項の定めに従う(実 務対応報告第42号10項)。

(結論の背景)

連結納税制度を適用する場合の税効果会計につい て、実務対応報告第5号等では、個別財務諸表にお ける繰延税金資産の回収可能性の判断において個別 帰属額を考慮することとしていた。

この点、グループ通算制度においても、通算税効 果額を法人税及び地方法人税に準ずるものとして取 り扱うこととしていることから、連結納税制度にお ける取扱いを踏襲し、個別財務諸表における繰延税 金資産の回収可能性の判断にあたっては、他の通算 会社からの通算税効果額を考慮することとしたとさ れている (実務対応報告第42号50項)。

(繰延税金資産の回収可能性の判断に関する手順)

繰延税金資産の回収可能性の判断に関する手順につい て、回収可能性適用指針11項(5)及び(6)を適用する際 には、通算税効果額の影響を考慮して、次のとおり取り 扱う(実務対応報告第42号11項)。

- ①回収可能性適用指針11項(1)から(4)により将来加算 一時差異の解消見込額と相殺し切れなかった将来減算 一時差異の解消見込額については、まず、通算会社単 独の将来の一時差異等加減算前通算前所得の見積額と 解消見込年度ごとに相殺し、その後、損益通算による 益金算入見積額と解消見込年度ごとに相殺する。
- ②①で相殺し切れなかった将来減算一時差異の解消見込 額については、解消見込年度の翌年度以降において、 特定繰越欠損金以外の繰越欠損金として取り扱われる ことから、実務対応報告第42号12項に従って、税務 上の繰越欠損金の控除見込年度ごとの損金算入のスケ ジューリングに従って回収が見込まれる金額と相殺す る。

回収可能性適用指針11項また書き(期末に税務上の 繰越欠損金を有する場合の取扱い)を適用する際には、 特定繰越欠損金と特定繰越欠損金以外の繰越欠損金ごと に、その繰越期間にわたって、将来の課税所得の見積額 (税務上の繰越欠損金控除前)に基づき、税務上の繰越 欠損金の控除見込年度ごとに損金算入限度額計算及び翌 期繰越欠損金額の算定手続に従って損金算入のスケジュ ーリングを行い、回収が見込まれる金額を繰延税金資産 として計上する (実務対応報告第42号12項)。

おいて、まず、(1)通算前所得が計算され、その後、 (2) 損益通算や(3) 欠損金の通算を行って課税所得 が計算されることから、連結納税制度における当該 取扱いを踏襲し、期末における将来減算一時差異の 解消見込額(将来加算一時差異の解消見込額との相 殺後)を(1)一時差異等加減算前通算前所得の見積 額、(2)損益通算による益金算入見積額の順に相殺 し、相殺し切れなかった額は、(3)特定繰越欠損金 以外の繰越欠損金として損金算入のスケジューリン グに従って回収が見込まれる金額と相殺することと したとされている(実務対応報告第42号51項)。

(結論の背景)

グループ通算制度においては、課税所得の計算に

【図表2 グループ通算制度における繰延税金資産の回収可能性の判断に関する手順のイメージ】

個別財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の判断においても、損益通算及び欠損金の通算の影響を考 慮する

繰延税金資産の回収可能性の判断に関する手順

【将来減算一時差界の税効果】(実務対応報告第42号11項)

- ① 将来減算一時差異の解消見込額
- ② 将来加算一時差異の解消見込額
- (3) ①と②を相殺
- ④ 一時差異等加減算前通算前所得
- (5)
- ⑥ 損益通算による益金算入見積額 (7) ⑤と⑥で相殺しきれなかった額
 - 特定繰越欠損金以外の繰越欠損金としての
- 8 翌朝以降の回収見込額(12項に基づき判断)
 - ⑦-8回収不能額(評価性引当額)

③と4を相殺

【税務上の繰越欠損金の税効果】(実務対応報告第42号12項)

- ① 特定繰越欠損金又はそれ以外の繰越欠損金
- ② 繰越期間にわたる税務上の繰越欠損金の控除見込額

①-②回収不能額(評価性引当額)

(企業の分類に応じた繰延税金資産の回収可能性に関す る取扱い)

個別財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の判 断を行うにあたっての企業の分類について、回収可能性 適用指針15項から32項を適用する際には、次のとおり 取り扱う(実務対応報告第42号13項)。

- ①通算グループ全体の分類と通算会社の分類をそれぞれ 判定する。なお、通算グループ全体の分類は、実務対 応報告第42号17項に従って判定し、通算会社の分類 は、損益通算や欠損金の通算を考慮せず、自社の通算 前所得又は通算前欠損金に基づいて判定する。
- ②将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性の 判断については、通算グループ全体の分類が、通算会 社の分類と同じか上位にある場合は、通算グループ全 体の分類に応じた判断を行う。また、通算グループ全 体の分類が、通算会社の分類の下位にある場合は、当 該通算会社の分類に応じた判断を行う。
- ③税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性 ついては通算グループ全体の分類に応じた判断を行 う。

また、特定繰越欠損金については、損金算入限度額計 算における課税所得ごとに、通算グループ全体の課税所 得は通算グループ全体の分類に応じた判断を行い、通算 会社の課税所得は通算会社の分類に応じた判断を行う。

(結論の背書)

連結納税制度における連結納税会社の分類の判定 について、実務においては各社における個別所得額 のみを用いて判定が行われていたものと考えられる ことから、グループ通算制度における通算会社の分 類は、損益通算や欠損金の通算を考慮せず、自社の 通算前所得又は通算前欠損金に基づいて判定するこ とを明確にした(実務対応報告第42号52項)。

(b)連結財務諸表における繰延税金資産の回収可能性 (基本的な考え方)

連結財務諸表における将来減算一時差異及び税務上の の判断において、特定繰越欠損金以外の繰越欠損金に繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性について は、通算グループ全体について回収可能性適用指針6項 から34項に従って判断を行い、個別財務諸表において 計上した繰延税金資産の合計額との差額は、連結上修正 する (実務対応報告第42号14項)。

(繰延税金資産の回収可能性の判断に関する手順)

連結財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の判 断に関する手順について、回収可能性適用指針11項を 適用する際は以下の読み替えを行ったうえで、回収可能 性の判断を行う(実務対応報告第42号15項)。

読み替え前	読み替え後
将来減算一時差異	通算グループ全体の将来減算一時 差異の合計
将来加算一時差異	通算グループ全体の将来加算一時 差異の合計
一時差異等加減算前 課税所得の見積額	通算グループ全体の一時差異等加 減算前課税所得の見積額の合計

連結財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の判 断に関する手順について、回収可能性適用指針11項(6) 及び同項また書きを適用する際には、実務対応報告第 42号12項(個別財務諸表における回収可能性適用指針 11項また書きの適用に関する取扱い)と同様に取り扱 い、特定繰越欠損金と特定繰越欠損金以外の繰越欠損金 ごとに損金算入のスケジューリングを行い、回収が見込 まれる金額を繰延税金資産として計上する(実務対応報 告第42号16項)。

(企業の分類に応じた繰延税金資産の回収可能性に関す る取扱い)

連結財務諸表における通算グループ全体の企業の分類 の判断においては、回収可能性適用指針15 項から 32 項における「一時差異等」や「課税所得」、「税務上の欠 損金」、「一時差異等加減算前課税所得」等の通算会社ご とに生じる項目は、その合計が通算グループ全体で生じ るものとして取り扱い、通算グループ全体の分類を判断 する (実務対応報告第42号17項)。

また、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収 可能性の判断については、実務対応報告第42号13項(3) (個別財務諸表における取扱い)と同様に取り扱う(実 務対応報告第42号17項)。

(c)未実現損益の消去に係る一時差異の取扱い

連結財務諸表における未実現損益の消去に係る連結財 務諸表固有の一時差異については、税効果適用指針34 項から37項に従って処理する(実務対応報告第42号18 項)。

ただし、繰延税金資産及び繰延税金負債の計上対象と なる法人税及び地方法人税に係る未実現損益の消去に係 る一時差異の上限について、以下のように読み替えて適 用する(実務対応報告第42号18項)。

読み替え前	読み替え後	
売却元の連結会社の売却年 度における課税所得(税効 果適用指針35項)	通算グループ全体の課税年 度における課税所得の合計	
売却元の連結会社の売却年度における当該未実現損失に係る税務上の損金を算入する前の課税所得(税効果適用指針35項)	通算グループ全体の課税年度における当該未実現損失 に係る税務上の損金を計上する前の課税所得の合計	

(d)投資簿価修正に関する取扱い

投資簿価修正による期末時点における他の通算会社の 株式等の帳簿価額と税務上の簿価純資産価額との差額 は、一時差異と同様に取り扱い、次のように処理する (実務対応報告第42号19項)。

(個別財務諸表上の取扱い)

- ①税務上の簿価純資産価額が他の通算会社の株式等の帳 簿価額を上回り、投資簿価修正によって、当該帳簿価 額が増額修正される場合(下記③の場合を除く。)、当 該増額修正される部分については、次のいずれも満た す場合、繰延税金資産を計上する。
 - ▶予測可能な将来の期間に、他の通算会社の株式等 の売却等(投資簿価修正が行われる場合に限る。 以下同じ。)を行う意思決定又は実施計画が存在 する場合
 - ▶回収可能性適用指針に従って、当該繰延税金資産 の回収可能性があると判断される場合
- ②税務上の簿価純資産価額が他の通算会社の株式等の帳 簿価額を下回り、投資簿価修正によって、当該帳簿価 額が減額修正される場合(下記③の場合を除く。)、当 該減額修正される部分については、次のいずれも満た す場合を除き、繰延税金負債を計上する。
 - ▶他の通算会社に対する株式等の売却等を、当該株 式等を保有する会社自身で決めることができる場
 - ▶予測可能な将来の期間に、他の通算会社の株式等 の売却等を行う意思がない場合
- ③他の通算会社の株式等について評価損(グループ通算 制度の適用前に当該株式等について行った評価損を含 む。)を計上している場合で、当該評価損に係る繰延 税金資産を計上したときには、他の通算会社の株式等 の評価損計上前の帳簿価額と税務上の簿価純資産価額 との差額について税効果を合わせて認識する。また、 当該評価損に係る繰延税金資産を計上していない場合

の評価損計上前の帳簿価額を下回るとき(当該下回る 部分が評価損に係る将来減算一時差異の範囲内である 場合に限る。)は、当該下回る部分に係る繰延税金負 債を認識しない。

(連結財務諸表上の取扱い)

連結財務諸表においては、個別財務諸表における前項 の会計処理によって計上した繰延税金資産及び繰延税金 負債を取り崩した上で、連結貸借対照表における通算子 会社に対する投資の連結貸借対照表上の価額と税務上の 簿価純資産価額との差額を連結財務諸表固有の一時差異 と同様に取り扱い、税効果適用指針20項から23項に従 って処理する(実務対応報告第42号20項)。

(結論の背景)

投資簿価修正は、株式等の売却等を行う時点にお いて税務上の投資簿価を修正するものであり、売却 等を行う時点までの間は税務上の帳簿価額が修正さ れるものではないことから、投資簿価修正による影 響は売却等を行う時点までの間は税効果適用指針4 項(3)における「一時差異」には該当しないものと 考えられる。

しかし、連結納税制度では、実務対応報告第5号 等において、売却等によって解消するときにその年 度の課税所得を増額又は減額する効果を有すること から、一時差異と同様に取り扱うものとしていた。

グループ通算制度においては、投資簿価修正の方 法が税務上の簿価純資産価額との差額を加算又は減 算する方法に変更されているが、売却等によってそ の年度の課税所得を増額又は減額する効果を有する 点は同様であることから、連結納税制度における取 扱いを踏襲し、期末時点における他の通算会社の株 式等の帳簿価額と税務上の簿価純資産価額との差額 を、一時差異と同様に取り扱うこととしたとされて いる (実務対応報告第42号55項)。

(e) 適用時、加入時及び離脱時の取扱い (適用時の取扱い)

グループ通算制度を新たに適用する場合には、グルー プ通算制度の適用の承認があった日又は承認があったも のとみなされた日の前日を含む連結会計年度及び事業年 度(四半期会計期間を含む。)の連結財務諸表及び個別 財務諸表から、翌年度よりグループ通算制度を適用する ものとして、税効果会計を適用する(実務対応報告第 42号21項)。

ただし、適用の承認を受けていない場合であっても、 翌年度よりグループ通算制度を適用することが明らかな 場合であって、かつ、グループ通算制度に基づく税効果 会計の会計処理が合理的に行われると認められる場合に は、これらを満たした時点を含む連結会計年度及び事業

で、税務上の簿価純資産価額が他の通算会社の株式等 年度(四半期会計期間を含む。)の財務諸表から、翌年 度よりグループ通算制度を適用するものと仮定して、税 効果会計を適用することができる(実務対応報告第42 号21項)。

(加入時の取扱い)

株式の取得等によって、新たに通算子会社となる(以 下「加入」という。) 企業がある場合、次のように取り 扱う (実務対応報告第42号22項)。

加入前の時点で 連結子会社であ る企業が、新た に通算子会社と なる場合

当該企業を将来、通算子会社とする ことについての意思決定がなされ、か つ、実行される可能性が高いと認めら れる場合には、これらを満たした時点 を含む連結会計年度及び事業年度(四 半期会計期間を含む。)の連結財務諸 表及び個別財務諸表から、その影響を 考慮して税効果会計を適用する。

加入前の時点で 連結子会社でな い企業が、新た に通算子会社と なる場合

通算子会社となった時から、その影 響を考慮して税効果会計を適用する。 ただし、通算子会社となることによ って、税務上の繰越欠損金の引継制限 や特定資産に係る譲渡等損失額の損金 算入制限が課される場合で、通算子会 社となる可能性が高く、かつ、当該企 業においてもその事実が明らかになっ ていると認められる場合には、これら を満たした時点を含む事業年度(四半 期会計期間を含む。)の個別財務諸表 から、損金算入が見込まれない税務上 の繰越欠損金及び特定資産に係る将来 減算一時差異について繰延税金資産の 回収可能性はないものとする。

(離脱時の取扱い)

株式の売却等によって、通算子会社でなくなる(以下 「離脱」という。)企業がある場合であって、将来、通算 子会社でなくなることについての意思決定がなされ、か つ、実行される可能性が高いと認められる場合には、こ れらを満たした時点を含む連結会計年度及び事業年度 (四半期会計期間を含む。) の連結財務諸表及び個別財務 諸表から、その影響を考慮して税効果会計を適用する (実務対応報告第42号22項)。

6 開示

(1)表示

① 法人税及び地方法人税に関する表示

実務対応報告第42号に定めのあるものを除き、法人 税及び地方法人税に関する表示は、法人税等会計基準の 定めに従う(実務対応報告第42号24項)。

通算税効果額は、法人税及び地方法人税を示す科目に 含めて、個別財務諸表における損益計算書に表示する。

また、通算税効果額に係る債権及び債務は、未収入金 や未払金などに含めて個別財務諸表における貸借対照表 に表示する(実務対応報告第42号25項)。

② 繰延税金資産及び繰延税金負債に関する表示

個別財務諸表に 通算会社で計上した繰延税金資産及 おける表示 び繰延税金負債の表示は、税効果会計 基準等の定めに従う(実務対応報告第 42号26項)。 連結財務諸表に 法人税及び地方法人税に係る繰延税 金資産及び繰延税金負債は、企業会計 おける表示 基準第28号2項の定めによらず、通算 グループ全体の繰延税金資産の合計と 繰延税金負債の合計を相殺して、連結 貸借対照表の投資その他の資産の区分 又は固定負債の区分に表示する。

(2) 注記事項

① 実務対応報告第42号の適用に関する注記

グループ通算制度の適用により、実務対応報告第42 号に従って法人税及び地方法人税の会計処理又はこれら に関する税効果会計の会計処理を行っている場合には、 その旨を下記②の注記の内容とあわせて注記する(実務 対応報告第42号28項)。

② 税効果会計に関する注記

連結財務諸表及び個別財務諸表における税効果会計基 準第四及び企業会計基準第28号3項に定める注記は、法 人税及び地方法人税と住民税及び事業税を区分せずに、 これらの税金全体で注記する(実務対応報告第42号29 項)。

(税効果会計基準第四及び企業会計基準第28号3項 に定める注記)

- 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の 主な内訳
- 2. 税引前当期純利益又は税金等調整前当期純利益 に対する法人税等(法人税等調整額を含む。) の比率と法定実効税率との間に重要な差異があ るときは、当該差異の原因となった主要な項目 別の内訳
- 3. 税率の変更により繰延税金資産及び繰延税金負 債の金額が修正されたときは、その旨及び修正
- 4. 決算日後に税率の変更があった場合には、その 内容及びその影響

③ 連帯納付義務に関する注記

通算会社が負っている連帯納付義務については、偶発 債務としての注記を要しない(実務対応報告第42号30 項)。

7 適用時期等

① 適用時期

実務対応報告第42号は、2022年4月1日以後に開始 する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。

ただし、税効果会計に関する会計処理及び開示につい ては、2022年3月31日以後に終了する連結会計年度及 び事業年度の期末の連結財務諸表及び個別財務諸表から 適用することができる(実務対応報告第42号31項)。

② 経過措置等

連結納税制度を適用している企業がグループ通算制度 に移行する場合、実務対応報告第42号の適用は、会計 基準等の改正に伴う会計方針の変更に該当するが、会計 方針の変更による影響はないものとみなす。また、会計 方針の変更に関する注記は要しない(実務対応報告第 42号32項(1))。

単体納税制度を適用している企業が2022年4月1日以 後最初に開始する連結会計年度及び事業年度の期首から グループ通算制度に移行する場合の実務対応報告第42 号に基づく税効果会計の適用時期については、21項の 定め(適用時の取扱い)によらず、31項に定める時期 から適用する(実務対応報告第42号32項(2))。

連結納税制度を適用している企業が単体納税制度に移 行する場合、31項の定め(適用時期の定め)にかかわ らず、グループ通算制度を適用しない旨の届出書を提出 した日の属する会計期間(四半期会計期間を含む。)か ら、2022年4月1日以後最初に開始する事業年度より単 体納税制度を適用するものとして税効果会計を適用する (実務対応報告第42号33項)。

企業会計基準適用指針第31号 「時価の算定に関する会計基準の 適用指針」(2021年改正)

1 公表の経緯・目的

ASBIは、2019年7月4日に公表した企業会計基準適 用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指 針」(以下「時価算定適用指針」という。)で経過措置を 定めていた投資信託の時価の算定に関する取扱いと、貸 借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資 の時価の注記の取扱いについて審議を行い、2021年6 月17日に改正時価算定適用指針を公表した。

2 投資信託の時価の算定に関する取扱い

改正時価算定適用指針では、投資信託(契約型及び会 社型の双方の形態を含む。以下同じ。) について、投資 信託財産が金融商品であるものと不動産であるものとに 分けて取扱いが定められている。

(1) 投資信託財産が金融商品である投資信託の 取扱い

投資信託財産が金融商品である投資信託について、市 場における取引価格が存在せず、かつ、解約又は買戻請 求(以下合わせて「解約等」という。)に関して市場参 加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が ない場合、基準価額を時価とする(以下「基準価額を時 価とする取扱い」という。)。ただし、会計基準における 時価の定義を満たす、他の算定方法により算定された価 格の利用を妨げるものではない(改正時価算定適用指針 24-2項)。

また、投資信託財産が金融商品である投資信託につい て、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に 関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの 重要な制限がある場合、次のいずれかに該当するとき は、基準価額を時価とみなすことができる(以下「基準 価額を時価とみなす取扱い」という。)(改正時価算定適 用指針24-3項)。

- ▶当該投資信託の財務諸表が国際財務報告基準 (IFRS) 又は米国会計基準に従い作成されている
- ▶当該投資信託の財務諸表がIFRS及び米国会計基 準以外の会計基準に従い作成され、当該会計基準 における時価の算定に関する定めがIFRS第13号 「公正価値測定」又はAccounting Standards Codification (米国財務会計基準審議会 (FASB) による会計基準のコード化体系)のTopic 820 「公正価値測定」と概ね同等であると判断される
- ▶当該投資信託の投資信託財産について、一般社団 法人投資信託協会が定める「投資信託財産の評価 及び計理等に関る規則」に従い評価が行われてい る場合

ここで、上記の「解約等に関して市場参加者からリス クの対価を求められるほどの重要な制限がある場合」の 重要性の判断は、仮にその解約等に関する制限により基 準価額を調整する際の金額的重要性により行い、例え ば、次のような制限のみがある場合はこれに該当しない (改正時価算定適用指針24-4項)。

- ▶条件が満たされる蓋然性が低い条件付きの解約制 限(金融商品取引所の取引停止などやむを得ない 事情がある場合にのみ、一部解約等を制限する場 合など)
- ▶解約に応じる投資信託委託会社の事務手続の便官 のための最低解約額の設定
- ▶解約可能日が定期的に設定されており、その間隔 が短い(例えば、1か月程度)もの

(結論の背景)

市場における取引価格が存在せず、一般に基準価 額による解約等が主要な清算手段となっている投資 信託については、投資信託の購入及び解約等の際の 基準となる基準価額を出口価格として取り扱うこと ができると考え、投資信託について、市場における 取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参 加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制 限がない場合、基準価額も時価となることを示した とされている(改正時価算定適用指針49-2項)。

一方、市場における取引価格が存在せず、かつ、 解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求め られるほどの重要な制限がある場合は、投資信託財 産の評価額の合計額を投資信託の総口数で割った一 口当たりの価額である基準価額が時価となるわけで はなく、基準価額を基礎として時価を算定する場合 には何らかの調整が必要になるものと考えられる。

ここで、基準価額に対して調整を行うことを求め た場合、投資信託が業種を問わず広く保有されてい ることを踏まえると、その影響も広範囲にわたるこ とが予想され、実務的な対応に困難を伴うことが想 定される。

そのため、投資信託財産が金融商品である投資信 託の解約等に関して市場参加者からリスクの対価を 求められるほどの重要な制限がある場合、一定の要 件に該当するときは、基準価額を時価とみなすこと ができるとしたとされている(改正時価算定適用指 針49-3項)。

なお、海外の法令に基づいて設定された投資信託に対 して「基準価額を時価とみなす取扱い」を適用する際、 時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短い (通常は1か月程度と考えられるが、投資信託財産の流 動性などの特性も考慮する。)場合に限り、基準価額を 時価とみなすことができる(改正時価算定適用指針

また、第三者から入手した相場価格の利用(時価算定 適用指針18項)については、「基準価額を時価とする取 扱い」を適用する場合、解約等に関して市場参加者から リスクの対価を求められるほどの重要な制限がなく、当 該基準価額により解約等ができることで、第三者から入 手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであ ると判断することができる。さらに、「基準価額を時価 とみなす取扱い」を適用する場合、その適用要件に該当 することで、第三者から入手した相場価格が会計基準に 従って算定されたものであるとみなすことができる(改 正時価算定適用指針24-6項)。

(第三者からの入手した相場価格の利用)

取引相手の金融機関、ブローカー、情報ベンダー 等、第三者から入手した相場価格が会計基準に従っ て算定されたものであると判断する場合には、当該 価格を時価の算定に用いることができる。

資産又は負債の取引の数量又は頻度が当該資産又 は負債に係る通常の市場における活動に比して著し く低下していると判断した場合には、第三者から入 手した相場価格が秩序ある取引を反映した現在の情 報に基づいているかどうか又は市場参加者の仮定を 反映した評価技法に基づいているかどうかを評価し て、当該価格を時価の算定に考慮する程度について 判断する(改正時価算定適用指針18項)。

(2) 投資信託財産が不動産である投資信託の取 扱い

投資信託財産が不動産である投資信託については、市 場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して 市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な 制限がない場合、基準価額を時価とする(以下「基準価 額を時価とする取扱い」という。)。ただし、会計基準に おける時価の定義を満たす、他の算定方法により算定さ れた価格の利用を妨げるものではない(改正時価算定適 用指針24-8項)。

また、投資信託財産が不動産である投資信託につい て、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に 関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの 重要な制限がある場合、基準価額を時価とみなすことが できる(以下「基準価額を時価とみなす取扱い」とい う。)。なお、時価の算定日における基準価額がない場合 は、入手し得る直近の基準価額を使用する(改正時価算 定適用指針24-9項)。

ここで、上記の「解約等に関して市場参加者からリス クの対価を求められるほどの重要な制限がある場合」の 重要性の判断は、仮にその解約等に関する制限により基 準価額を調整する際の金額的重要性により行い、これに 該当しない例は投資信託財産が金融商品である投資信託 の場合と同様である(本稿Ⅱ.2.(1)参照)(改正時価 算定適用指針24-10項)。

(結論の背景)

投資信託財産が不動産である投資信託であったと しても、投資信託財産が金融商品である投資信託と 同様に通常は金融投資目的で保有される金融資産で あると考えられ、時価をもって貸借対照表価額とす ることは、財務諸表利用者に対する有用な財務情報 の提供につながるものと考えられる。

これらを踏まえ、市場価格のない投資信託財産が 不動産である投資信託について、金融商品会計基準 に従い、一律に時価をもって貸借対照表価額とする ことで会計処理を統一することとしたとされている (改正時価算定適用指針49-10項)。

これを踏まえ、投資信託財産が不動産である投資 信託についても市場における取引価格が存在せず、

かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価 を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価 額も時価となることを示したとされている(改正時 価算定適用指針49-11項)。

また、市場における取引価格が存在せず、かつ、 解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求め られるほどの重要な制限がある場合は、基準価額に 何らかの調整が必要になるものと考えられる。この 点、投資信託財産が金融商品である投資信託と同様 の理由により、基準価額を時価とみなすことができ るとしたとされている。

その際、基準価額は時価の算定日に算定されるも のを使用することが原則と考えられるが、投資信託 財産が不動産である投資信託は、基準価額の算定頻 度が低く、時価の算定日における基準価額がない場 合が考えられる。この場合、たとえ時価の算定日と 基準価額の算定日との間の期間が短いとは言えない としても、取得原価より直近の基準価額の方が有用 な情報と考えられるため、投資信託財産が不動産で ある投資信託については、時価の算定日における基 準価額がない場合は、入手し得る直近の基準価額を 使用することとしたとされている(改正時価算定適 用指針49-12項)。

なお、第三者から入手した相場価格の利用(改正時価 算定適用指針18項)については、「基準価額を時価とす る取扱い」を適用する場合、解約等に関して市場参加者 からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がな く、当該基準価額により解約等ができることで、第三者 から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたも のであると判断することができる。さらに、「基準価額 を時価とみなす取扱い」を適用する場合、第三者から入 手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであ るとの判断は要しない(改正時価算定適用指針24-11

(3) 投資信託財産が金融商品である投資信託及 び投資信託財産が不動産である投資信託の 共通の取扱い

投資信託財産が金融商品と不動産の両方を含む場合、 投資信託財産が金融商品である投資信託又は投資信託財 産が不動産である投資信託のどちらの取扱いを適用する かは、投資信託財産に含まれる主要な資産等によって判 断する(改正時価算定適用指針24-13項)。

また、投資信託財産が不動産の信託に係る受益権であ る場合は、信託財産たる不動産そのものが投資信託財産 であるのと同様に取り扱う(改正時価算定適用指針 24-14項)。投資信託の解約等を行う際に投資家が負担 する信託財産留保額は、投資信託の時価の算定上の調整 項目に含めない(改正時価算定適用指針24-15項)。

(4)「基準価額を時価とみなす取扱い」を適用 した投資信託に関する注記

「基準価額を時価とみなす取扱い」を適用した投資信 託については、企業会計基準適用指針第19号「金融商 品の時価等の開示に関する適用指針」(以下「金融商品 時価開示適用指針」という。) 4項に定める事項(金融 商品の時価等に関する事項)を他の金融商品と合わせて 注記したうえで、「基準価額を時価とみなす取扱い」を 適用した投資信託が含まれている旨を併せて注記する。 また、金融商品時価開示適用指針5-2項に定める事項 (金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項) を注記しないこととし、その場合、次の事項を注記する (改正時価算定適用指針24-7項、24-12項)。

投資信託財産が 金融商品である 投資信託におけ る注記(改正時 価算定適用指針 24-7項)

- (1)「基準価額を時価とみなす取扱い」 を適用しており、時価のレベルご との内訳等に関する事項を注記し ていない旨
- (2)「基準価額を時価とみなす取扱い」 を適用した投資信託の貸借対照表 計上額の合計額
- (3)(2)の合計額が重要性に乏しい場 合を除き、(2)の期首残高から期 末残高への調整表
- (4)(2)の合計額に重要性に乏しい場 合を除き、(2)の時価の算定日に おける解約等に関する制限の内容 ごとの内訳

投資信託財産が 不動産である投 資信託における 注記(改正時価 算定適用指針 24-12項)

- (1)「基準価額を時価とみなす取扱い」 を適用しており、時価のレベルご との内訳等に関する事項を注記し ていない旨
- (2)「基準価額を時価とみなす取扱い」 を適用した投資信託の貸借対照表 計上額の合計額
- (3)(2)の合計額に重要性に乏しい場 合を除き、(2)の期首残高から期 末残高への調整表

3 貸借対照表に持分相当額を純額で計上 する組合等への出資の時価の注記に関 する取扱い

貸借対照表に持分相当額を純額で計上している組合等 の出資については、金融商品時価開示適用指針4項(1) に定める事項の注記(金融商品の時価等に関する事項の うち、原則として金融商品の科目ごとに貸借対照表計上 額、貸借対照表日における時価及びその差額」の注記) を要しないこととし、その場合、他の金融商品における 金融商品時価開示適用指針4項(1)の注記に併せて、次 の事項を注記する(改正時価算定適用指針24-16項)。

(1)時価の注記を要しないとする取扱い(改正時価 算定適用指針24-16項)を適用しており、時価 の注記を行っていない旨

(2)時価の注記を要しないとする取扱い(改正時価 算定適用指針24-16項)を適用した組合等への 出資の貸借対照表計上額の合計額

4 適用時期

改正時価算定適用指針は2022年4月1日以後開始する 連結会計年度及び事業年度の期首から適用する(改正時 価算定適用指針25-2項)。

III セグメントの区分方法の変更

新年度開始にあわせて企業内の組織変更や合併等の組 織再編が行われる場合、当該組織変更等に合わせて、セ グメント情報のセグメントの区分方法の変更の検討が必 要となる場合があるため、第1四半期の論点として以下 を解説する。

1 マネジメント・アプローチ

企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関 する会計基準」(以下「セグメント会計基準」という。) では、マネジメント・アプローチが採用されており、経 営者が経営上の意思決定を行い、また、業績を評価する ために、企業の事業活動を区分した方法に基づいて、単 一の区分方法によるセグメント情報を財務諸表に開示す ることとされている(セグメント会計基準61項)。

2 量的な重要性の変化による報告セグメ ントとして開示する事業セグメントの 節囲の変更

各年度において開示されるセグメント情報の年度間の 比較可能性を確保する必要があるため、セグメント会計 基準に定める量的基準を適用して報告セグメントを決定 するにあたっては、相当期間にわたりその継続性が維持 されるよう配慮する(企業会計基準適用指針第20号「セ グメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」 (以下「セグメント適用指針」という。) 9項)。

このため、前年度において報告セグメントとされた事 業セグメントが当年度においてもセグメント会計基準に 定める量的基準を下回るとしても、引き続き重要である と判断される場合には、当該セグメントに関する情報を 区分し、継続的に開示しなければならない。当該事業セ グメントが継続して重要であるか否かを判断するにあた っては、当該事業セグメントが区分して開示されないこ ととされた場合、財務諸表利用者が、企業の過去の業績 を理解し、将来のキャッシュ・フローの予測を適切に評 価する上で、重要な影響を及ぼすか否かを検討する必要 があると考えられる(セグメント適用指針24項)。

ある事業セグメントの量的な重要性の変化によって、

報告セグメントとして開示する事業セグメントの範囲を 変更する場合には、その旨及び前年度のセグメント情報 を当年度の報告セグメントの区分により作り直した情報 を開示しなければならない。ただし、前年度のセグメン ト情報を当年度の報告セグメントの区分により作り直し た情報を開示することが実務上困難な場合には、セグメ ント情報に与える影響を開示することができる。なお、 セグメント会計基準では、必要な情報の入手が困難な場 合や、当該情報を作成するために過度の負担を要する場 合には、実務上困難なものとするとされている(セグメ ント会計基準16項)。

3 組織変更等によるセグメントの区分方 法の変更

セグメント会計基準では、企業の組織構造の変更等に より報告セグメントを変更する場合には、事実の変化に よるセグメントの区分方法の変更として取り扱うことと されている(セグメント会計基準88項)。

企業の組織構造の変更等、企業の管理手法が変更され たために、報告セグメントの区分方法を変更する場合に は、その旨及び前年度のセグメント情報を当年度の区分 方法により作り直した情報を開示する(セグメント会計 基準27項)。

上記の開示を行うことが実務上困難な場合には、当該 開示に変えて、当該開示を行うことが実務上困難な旨及 びその理由を記載しなければならない。また、上記の開 示は、セグメント情報に関するすべての項目について記 載するが、一部の項目について記載することが実務上困 難な場合は、その旨及びその理由を記載しなければなら ない(セグメント会計基準28項)。

4 四半期の開示

四半期会計基準においては、報告セグメントの変更又 は事業セグメントの利益(又は損失)の測定方法に重要 な変更があった場合には、変更を行った四半期会計期間 以後において、その内容を開示するものとされている (企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基 準」(以下「四半期会計基準」という。) 19項(7) ④、 25項(5-2)④)。

その内容とは以下のとおりである(企業会計基準適用 指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用 指針」(以下「四半期適用指針」という。) 40項)。

(1)報告セグメントの変更

①事業セグメントの量的な重要性の変化による報告 セグメントとして開示する事業セグメントの範囲

その旨、期首からの累計期間に係る報告セグメ ントの利益(又は損失)及び売上高の情報に与え る影響を記載する。

②組織変更等、企業の管理手法が変更されたことに よる報告セグメントの区分方法の変更

その旨、前年度の対応する期首からの累計期間 について変更後の区分方法により作り直したセグ メント情報に基づく報告セグメントの利益(又は 損失) 及び売上高の情報を記載する。ただし、当 該情報を開示することが実務上困難な場合には、 期首からの累計期間について前年度の区分方法に より作成した報告セグメントの利益(又は損失) 及び売上高の情報を記載することができる。

(2)事業セグメントの利益(又は損失)の測定方法 の重要な変更

その旨、変更の理由、当該変更が期首からの累 計期間に係る報告セグメントの利益(又は損失) 及び売上高の情報に与えている影響を記載する。

なお、(1)及び(2)の記載のすべて又はその一 部について、記載すべき金額を正確に算定するこ とができない場合には概算額を記載することがで きる。また、記載すべき金額を算定することが実 務上困難な場合には、その旨及びその理由を記載 する。

前年度において報告セグメントの変更又は事業セグメ ントの利益(又は損失)の測定方法の変更を行ってお り、かつ、前年度の対応する四半期会計期間と当四半期 会計期間との間で、報告セグメントの区分方法又は利益 (又は損失) の測定方法に相違がみられる場合には、そ の旨、変更後の測定方法に基づく前年度の対応する期間 の報告セグメントの利益(又は損失)及び売上高、報告 セグメントの利益(又は損失)の合計額と四半期連結損 益及び包括利益計算書の利益(又は損失)計上額の差異 調整に関する主な事項の概要を開示する。

なお、当該事項のすべて又はその一部について、記載 すべき金額を正確に算定することができない場合には概 算額を記載することができる。また、記載すべき金額を 算定することが実務上困難な場合には、その旨及びその 理由を記載する(四半期会計基準19項(7)⑥)。

上記の他、各報告セグメントに属する主要な製品及び サービスの種類について重要な異動がある場合には、そ の内容を記載する (四半期適用指針41項)。

また、企業結合や事業分離などにより、セグメント情 報に係る報告セグメントの資産の金額に前年度末の金額 と比較して著しい変動があった場合には、その概要を記 載する(四半期会計基準19項(7)②、25項(5-2)②、 四半期適用指針42項)。

以上